

行政改革・基本計画等に関する特別委員会  
企画課長 説明要旨（令和7年12月15日）

私から関西広域連合 第6期広域計画案の概要について、ご説明をさせていただきます。お手元にお配りしている資料「関西広域連合 第6期広域計画について」をご覧ください。

広域計画につきましては、広域連合が地方自治法第291条の7に基づき、策定を義務付けられており、広域計画の策定・変更には広域連合議会の議決が必要とされております。

各構成府県市の議会の議決を必要とするものではございませんが、関西広域連合の目標や取組方針等を定める計画であることから、本特別委員会でご説明をさせていただくものでございます。

なお、本日、ご説明をさせていただく第6期広域計画案は、11月末までのパブリックコメントに付されていた中間案であり、寄せられたご意見については、現在、広域連合事務局において、取りまとめを行なっているところでございます。

次に、第6期広域計画の策定趣旨でございますが、大阪・関西万博のレガシーを継承し、また、ワールドマスターズゲームズの開催を契機として、新たな価値を創造・発信し、未来社会を先導していくことや人口減少社会に対応し、さらに、東京一極集中などの様々な課題にも積極的に取り組んでいくためとされております。

続きまして、第6期広域計画の主なポイント4点についてご説明させていただきます。

1点目は、計画期間についてでございます。これまでの広

域計画では、計画期間は3年とされておりましたが、人口減対策など中長期的な課題に対応するため、第6期広域計画では、2026年～2030年までの5年間に延ばされております。

2点目は、3つの『目指すべき関西の将来像』を掲げていることです。

「我が国の「もう一つの極」として、新次元の分権型社会を先導する関西」、「誰もが豊かさを実感できる、安全・安心で持続可能な関西」、「個性や強み、歴史や文化を活かして、新たな価値を創造・発信し、世界の中で輝く関西」、この3つの将来像を掲げ、その実現を目指していくこととされております。

これらの将来像実現のために、3点目のポイントとして、「自治力」、「防災力」、「文化力」、「環境力」、「産業力」が、広域連合として向上に努めるべき『5つの力』とされております。

4点目は、企画調整事務の新たな事務として、『広域連携による行財政改革の推進』に取り組むとされています。この事務は、社会・経済情勢の変化を踏まえ的確に対応していく必要があるため、広域での処理が効率的かつ効果的となる新たな事務等を検討するものでございます。

以上が、来年2月の広域連合議会への議案提出にむけ、現在策定が進められている関西広域連合 第6期広域計画案の概要でございます。

なお、第6期広域計画の中間案の本文についても本日配付をさせていただいておりますので、併せてご参照願います。私からの説明は、以上でございます。